人吉市農業委員会定例総会 (第4回)

令和3年4月26日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和3年4月26日 カルチャーパレス1階 相談室

議事日程

日程第 1 議第 17 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について日程第 2 議第 18 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について日程第 3 議第 19 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について日程第 4 議第 20 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会の意見決定について

日程第 5 議第 21 号 非農地証明願について

その他協議報告事項

○ 出席農業委員(10名)

会 長 10番 宮崎右男 会長職務代理者 9番 上 野 博 司 委 員 1番 山本一精 永 石 栄 二 同 2番 同 3番 永 田 正 輝 同 4番 林 主 一 同 5番 恒松信孝 同 6番 中嶽修平 福屋智香子 同 7番 司 8番 堤 千 鶴 子

○ 推進委員については招集せず(新型コロナウイルス感染症対策に伴う措置)

議事録署名農業委員 2番 永 石 栄 二

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

 局
 長
 村口憲彦

 次
 長
 和泉光代

 主
 席
 豊永英紀

 再任用職員
 坂井正子

開会:9時30分

○ (議長) おはようございます。本日の会議は出席委員が定足数に達しておりますので成立いたしました。ただ今から令和3年第4回人吉市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に2番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- ○(事務局長)議事日程 朗読
- (議長) 日程第1・議第17号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第1・議第17号 朗読
- (議長) 1番について2番委員の調査報告をお願いします。
- (2番委員) おはようございます。議第17号、農地法第3条の許可申請に対する1番の調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑が2筆、田が1筆です。農振区分としてまして、農用外が1筆、農用内が2筆、合計の2,194㎡でございます。権利種別は3条の無償移転、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。備考欄としまして、贈与となっております。水稲と野菜を栽培するということでございます。親子関係でございます。位置図は別紙の1ページ、2ページとなります。調査書をご覧ください。1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。
- ○(議長)ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。 2番から4番まで続けて8番委員の調査報告をお願いします。
- (8番委員) おはようございます。2番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で、面積は385㎡となります。農振区分は農用外です。権利種別は3条の交換移転、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。理由は農地交換となります。備考として水稲栽培です。位置図は3ページです。譲渡人と譲受人はお互いの申請地が自宅の近くであり、長年にわたり交換をして作付けをされていたそうです。昨年の7月豪雨災害で農地も被災しましたので、今後の土砂の撤去などのいろいろな手続きがあった場合を考えて、これを機にきちんと名義変更をしておきたいということでした。2人ともご高齢でございますが、管理はご家族の方がされるということです。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いします。

続きまして、3番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で、農振区分は農用外、面積は395㎡となっております。3条の交換移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。位置図は3ページとなります。理由は先ほどと同じでございます。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

4番について調査報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で、 農振区分は農用外、面積は100㎡です。3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。位置図は4ページとなっております。野菜を栽培するということですが、土地代は後ほどの5条申請に出てきます宅地購入金額に含まれているということです。譲受人は7月豪雨災害で被災され、土地を探しておられましたが、住宅としては土地が広すぎたため、残った土地を農地として使うということです。譲受人はご高齢ではありますが、現在、元の場所にある農地のほうに出向いて農作業をしておられるそうです。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

○ (議長) ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。 次に3番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。 次に4番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。 5番と6番について7番委員の調査報告をお願いします。
- (7番委員) おはようございます。農地法第3条の5番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内、面積は1,281㎡。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。これは有償移転です。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。水稲を栽培されます。譲受人は一昨年、3条許可で自分の農地続きということで他の農地を購入され、今回、所有する農地のすぐ隣ということで、申請地を求められたということです。譲渡人もご高齢で後継者もいないということで、現在、所有している土地も分散しているため、離れた土地を手放すということでした。位置図は5ページです。調査書をご覧くださ

い。1番、4番、5番、7番は該当しないということで、問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、6番の報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は2筆合計の1,919㎡。3条の有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由といたしまして、譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。水稲を栽培されます。申請地は5番と同じ譲受人が購入されます。申請地は5番に続いている農地で、集積をされるということで申請をされました。また、譲渡人も所有農地が分散しているため、遠い所を手放したいということです。調査書をご覧ください。1番、4番、5番、7番は該当しないということで、何ら問題はありませんでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

○ (議長) ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。 6番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。 日程第2・議第18号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第2・議第18号 朗読
- (議長) 1番について8番委員の調査報告をお願します。

- (8番委員) 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定の1番について、ご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で、現況は雑種地です。面積については29㎡となっております。申請人は記載のとおりです。転用目的は、駐車場となっております。位置図は6ページです。備考として第3種農地、農業振興地域外、都市計画区域内、着工と完了は記載のとおりです。既転用で、始末書も提出されています。申請人は、昨年の7月豪雨で被災し、自宅を解体され、整地をされましたが、その際に農地も一緒に整地をしてしまったということです。今後は、自営業の駐車場として使用したいということです。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地です。農地の区分と転用目的、第3種農地の転用は、許可することができる。一般基準として、1番、3番、6番は適当と判断しました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしくお願いします。
- (議長) ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。 2番について、1番委員の調査報告をお願いします。
- (1番委員) おはようございます。農地法第4条の2番について報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、現況は宅地となっております。面積は13 1㎡と58㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は宅地拡張となっております。位置図の7ページをご覧ください。申請人の自宅が載っていると思いますが、既に家が建っておりまして、既転用となっております。始末書が提出されていますので、読み上げさせていただきます。私は、このたび農地法第4条の申請で提示しました、私有地の面積及び地目等の確認を行いましたところ、宅地と認識していた地番が農地であることに気づきました。これは従前から、固定資産名寄帳からの自身の認識の錯誤です。ここに農地法に照らし合わせ、心からの反省とお詫びを申し上げる次第です。つきましては、ここに本文のとおり始末書を提出いたします。何卒、ご高配のほどお願い申し上げますということです。実質審査表をご覧ください。一般基準の1番、3

番、6番は適当と判断いたしました。立地基準及び一般基準により、許可相当と判断 されましたので、以上、ご報告をいたします。

○ (議長) ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。 3番について7番委員の調査報告をお願いします。
- (7番委員) 3番について調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は315㎡となっております。位置図は8ページとなっております。申請人は記載のとおりです。転用目的は宅地拡張となっております。申請地は既転用でございます。駐車場として長年使っておられたわけですが、今回、調べたところ、農地となっていたということで、今回の申請となりました。始末書を読み上げます。今般、申請地を農地転用許可申請するにあたり、すでに現況がクラッシャーランを敷き駐車場として利用し、違反転用していることをお詫び申し上げます。申請地は、平成19年に長男が家を新築し、駐車場として使用貸借をしており、違反転用となっているため、この状況を早急に解消すべく農地転用許可申請を行うということで出していただいております。審査表をご覧ください。立地基準はその他の農地、第2種農地となっております。一般基準といたしまして、1番、3番、6番は適当と判断をいたしました。総合判断として立地基準及び一般基準につき、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。 4番について9番委員の調査報告をお願いします。
- (9番委員) おはようございます。議第18号、農地法第4条の許可申請に対する4番 の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、 面積は1筆の995㎡で農振区分は農用内です。申請人は記載のとおりです。転用目 的、転用理由は土砂、資材仮置場でございます。農地の区分は第1種農地で農業振興 地域内、都市計画区域外であります。着工と完了は記載のとおりでありますが、この 案件は既に着工をされ、工事は既に完了しております。また、議案書には始末書も有 りとなっておりますが、提出のお願いはしましたが、本日までに提出をされておりま せん。転用場所は別紙17ページのとおりです。許可申請書によりますと、転用の目 的は災害復旧工事であります。また、一時転用の詳細理由は、隣接する土地改良区の 法面が、昨年7月の豪雨災害により崩壊したために水路と田の復旧及び、補強工事に 伴い、除去した土砂の一時保管場所として利用されておりました。事業計画によりま すと、給排水計画については一時転用であるため必要ではない。また、雨水、生活雑 排水等の処理方法についても雨水については自然地下浸透、生活雑排水、汚水につい ては生じない。被害防除計画については、一時転用のため被災前の状態に戻すという ことと工事による被害、耕作等に影響がでた場合は双方の話し合いにて解決するとの ことです。実質審査表をご覧ください。該当事項とした判断理由ですが、農業振興地 域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内 にある農地であるため。農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域 内農地であるが、一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備 計画の達成に支障が無いと認められることから、農地転用の不許可の例外事由に該当 し、許可は可能である。調査の結果一般基準により、1番、3番、6番、8番、9番 は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、 許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議の方よろしくお願いいたします。
- (議長) ありがとうございました。事務局から説明があるそうですので、お願いします。
- (事務局 豊永主席)補足説明させていただきます。議案書には始末書有りと書いておりましたが、始末書の提出は実際にはありませんでした。というのは、この書類を持って来られたときに不備な書類がありまして、その中に始末書も添付していただくようにお伝えしました。なかなか始末書を作ったことがないということで、私のほうで始末書のサンプルを作ってお渡しして、すぐ出していただけるものと判断いたしまし

て、議案書に始末書ありと記載しました。ですが、今日現在、総会までに始末書の提 出がされなかったということです。以上です。

- (議長) ただ今の報告について質疑はありませんか。
- (1番委員) 一時転用ということですが、期間はどれくらいでしょうか。
- (事務局 豊永主席) 期間は備考欄に記載してありますが、明日から1カ月間取ってあります。しかし、調査報告でも言われたとおり、工事は既に済んでいるのではないかと思われます。以上です。
- (1番委員) 1カ月間ということでまた後で現況どおりに元に戻されるということですか。
- (9番委員) 既に現況には戻っております。その農地は使用されて既にもう工事は終わっております。法面が崩壊しておりましたので、法面が崩れないように措置をとって申請地については解消されております。実は申請者からこういうことを聞いてくれと言われておりましたので、決定してからと思っておりましたが、申し上げたいと思います。今回の申請は災害復旧工事に係るものでありまして、全て一時転用の申請は必要なのかと例外措置というのはないのかという2点がありました。事務局で分かりましたら、お答えいただきたいと思います。
- (議長) 事務局お願いします。
- (事務局 豊永主任)特別に災害復旧で国から通達等はあっておりません。今現在、被災した農地や河川工事を県や市もやっておりますが、県でも市でも一時転用の許可はきちんと届出していただいておりますので、公共機関でもない一般の方がされるのであれば、きちんと届出を出していただかなければならないと思います。実際に申請地は災害復旧と言われても発災してから、かなりの期間が経っているので、災害復旧を救急にやらなければいけないというのは、事前に分かっていたことだと思います。それなりに発災してから期間があったわけですので、災害復旧工事とは言えどきちんと届出を出してやっていただくというのが、本来の姿であります。自分のお住まいの地区で今から先も災害復旧工事があると思いますが、きちんと手続きは取って工事を着工していただくように、皆さんからもお伝えをしていただきたいと思います。以上です。

- (議長) よろしでしょうか。ほかに質疑はありませんか。
- (5番委員) 私は転用という意味を農地法で言えば、農地を農地に戻すための工事については転用とは言わないと解釈しますが、事務局のほうはどうでしょうか。
- (事務局 豊永主席) 農地を農地に戻すというのは、農地の中で済ませるということで しょうか。農地の中で農地の保全のためにということでしょうか。
- (5番委員) この場合は農地が被害を受けていて、公民館と農地の間に水路も通っていて水路が無ければ農地の配水もできませんでした。また、経緯として畦畔が土地改良区の持ち物であったため、土地改良区から予算をつけていただきました。土地改良区の仕事がどこでもあると思いますが、農地を改良するための改良工事ではありませんが、今回の場合はこれに当たると私は思います。基本的には農地法による転用というのは農地を農地に戻すための工事は転用に該当しないと思うのですが、いかがでしょうか。
- (事務局 豊永主席)農地を農地に戻す工事も転用の一つになると思います。今回の工事は、先ほど言われたとおり隣の別の雑種地の土砂をそこの農地に仮置きし、重機も2台入っていて、その農地ではなく農地の隣にある土地改良区の雑種地にするコンクリートも持ってこられていたので、もうこれは明らかに一時転用の範囲だと思います。以上です。
- (議長) よろしいでしょうか。
- (5番委員) 私は納得がいかないところはあります。
- (議長) そういう工事になった場合には、事務局に尋ねていただいて、どういうような 方向性をつけたほうがいいのかを分かっていただいてから始められたほうがいいので はないかと思います。
- (5番委員)会長の判断もそのような判断だと受け取ってもいいでしょうか。
- (議長) これは一時転用になるのだろうと思います。
- (3番委員) 質問は同じですが、転用されて現地は復旧されている状態で、それから申請を出されたということでしょうか。始末書の問題は、おそらくその人は見落として

いたから別に必要ではないという考えだと思いますが、始末書は絶対に必要だと思います。

- (5番委員) もう一つ補足があります。一時転用が期間的にどれくらいであるかを文献等で調べてみれば、1年から3年の期間があるということでした。今回のこの工事については実質的には5日間もかかっておりません。災害復旧で農林整備課などいろいると調整をしたわけですが、なかなか調整もつかずに最終的に土地改良区が現物支給するので早急に行ってくださいということを言われました。先ほど事務局から言われたように雑種地が崩れて水路を塞いだので、泥を農地に上げるためには重機が必要になります。土地改良区の工事も一時転用の必要性が出てくるということであれば、原則な土地改良区の工事が遅れていく可能性はあると思います。
- (議長)事務局が言われたとおりその工事に対してすぐすぐに始めたわけでもなく、期間があったということですが。
- (5番委員) 期間はあります。予算的に地元の振興組合長、農地水、中山間地の交付金などをいろいろと調べました。中山間地の交付金については別の大々的な工事があるためそこに集中されました。ここは法面であったため、公民館も近くにありましたが、調査をしてみると土地改良区が管理をしていることが分かりました。そこで土地改良区に申し入れをしたところ、現物支給をしますので、工事の方はそちらでお願いしますということでした。農林整備課に関しましては、災害復旧であるので許可申請は要らないだろうと言われました。行政で意見が食い違うというのもいかがなものかと思います。
- (事務局長) 先ほど期間について1年から3年というのは申請期間のみです。一時転用が1日でもあれば、一時転用の申請をして許可を受けるべきです。農林整備課から必要ないと言われたということでしたので、こちらから指導をしなければなりません。今回、相当な面積の災害復旧工事が入りますが、許可不要ということで年間を通して面積等は報告をしてもらって、皆様には総会で報告をさせていただきます。一時転用であろうが災害復旧工事であろうが報告や申請が要らないということは、ありません。先ほど農林整備課で要らないということで間違った判断をしているようですので、申し入れをいたします。あくまでも農地は農地のままで保全管理をするのが、農地法の基本です。それに1日でも資材や土砂を入れる場合には一時転用の許可申請をして、許可を受けてから工事を着工していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- (5番委員) 先月、許可不要の届出で局長と豊永主席と私で現地確認に行きました。鉄 塔の電線を外した区間もありますが、南側は残して補強線を引くということでその現 地確認へ行きました。現地だけは確認していましたが、その工事が始まって電線を除 去するところの道路沿いに防護柵のような構築物がありました。許可不要の届出には その防護柵の申請はありませんでした。それについてはどういうことでしょうか。一 時転用にならないのでしょうか。
- (事務局 豊永主席) 一時転用で出していただいたものには、防護柵については入って おりませんでした。どういった防護柵があったのでしょうか。
- (5番委員)鉄パイプで道路沿いの農地に立ててありました。それに資材置場にもしてありました。
- (事務局 豊永主席) 例えば、永久設置ということでしょうか。
- (5番委員) そういうことではなく、一時的だと思います。
- (事務局 豊永主席) 工事に伴うような設置であれば、すぐに撤去できるので問題ない と思います。永久設置となればもちろん違反転用になります。

それと補足をよろしいでしょうか。農林整備課が判断を間違ったのではないか、認識不足ということが先ほど5番委員と局長からもありましたが、農林整備課のどの職員が言ったかは分かりませんが、農林整備課も災害復旧の一時的な許可不要届を今月、事務局に何度も相談しに来て、来月、上げる準備をしているぐらいなので、一部、認識が無かった職員がいたのかもしれませんが、農林整備課も災害復旧できちんと書類を提出するために手続きを進めております。以上です。

○(議長)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○(議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。

日程第3・議第19号を議題といたします。事務局次長お願いします。

- (事務局次長) 日程第3・議第19号 朗読
- (議長) 1番について2番委員の調査報告をお願いします。
- (2番委員) それでは、議第19号、農地法第5条の許可申請に対する1番の調査報告 をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、現況は不耕作地、 農振区分は農用外、面積は1筆の303㎡です。権利は所有権移転。譲渡人、譲受人 は記載のとおりです。転用目的は個人住宅。転用理由も個人住宅です。備考としまし て、第2種農地、農業振興地域内、都市計画区域外。この土地は既転用でございます。 始末書が出されておりますので、読み上げます。平成13年頃に市営住宅建築業者の 駐車場として依頼があり、何も考えずに駐車場として提供したということで、そのあ ともそのままの状態であります。今後は、事前に調査し、手続きを得て工事をしたい という始末書が提出されています。譲受人は令和2年7月豪雨災害で被災され、浸水 被害のない新たな住まいの建築計画を練られて、今回の申請地を選定されたというこ とでございます。申請地は別紙位置図の10ページになります。実質審査表をご覧く ださい。農地の区分はその他の農地、第2種農地。農地の区分と転用目的、申請地は 第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題 なくやむを得ない。一般基準としまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断いた しました。総合判断としてまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断い たしました。ご審議の方よろしくお願いいたします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○(議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。 2番について8番委員の調査報告をお願いします。
- (8番委員) 2番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田

で現況は畑となっております。農振区分は農用外、面積は550㎡となっております。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅となっております。位置図は4ページとなっております。先ほど3条の申請がこの三角の部分となっておりましたので、その残りの農地となっております。譲受人は7月豪雨災害で被災され、高齢のご両親がおり、元の場所には住みたくないということで、土地を探されて今回の申請となりました。以前、太陽光発電施設工事の事務所として貸されていた際に水路も無くなっておりましたので、また戻していただくようお願いをしました。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地です。農地の区分と転用目的、第3種農地の転用は、許可することができる。一般基準として、1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地条件及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしくお願いします。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。 3番から5番まで続けて7番委員の調査報告をお願いします。
- (7番委員) 農地法第5条の許可申請に対する3番の調査報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は2筆合計の534.91㎡、農用外です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅及び通路となっております。申請地は第2種農地で農業振興区域内、都市計画区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。4番についても同じ譲渡人、譲受人となっておりますので、これも続けてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は2筆合計の135㎡となっております。3番の個人住宅を建設するには広すぎたため、駐車場として転用するということです。すぐ隣で譲受人が自営業をされており、駐車場が手狭ということで従業員の駐車場にしたいということです。宅地以外の部分は通路と駐車場スペースとして使われるということになっております。申請地は雑種地と譲受人の会社に挟まれた農地になります。譲受人は7月豪雨災害で被災され、住宅地を探しておられたところ、申請地を譲っていただけることになり、申請をされました。

実質審査表をご覧ください。立地基準の農地の区分はその他の農地、第2種農地となっております。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番とも適当と判断をいたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

4番のほうも一般基準として1番、3番、6番、8番とも適当と判断いたしました。 総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご 審議のほどよろしくお願いします。

5番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田が2筆、畑が1筆です。面積は3筆合計の445㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は倉庫及び駐車場となっております。第3種農地で農業振興地域外、都市計画区域内となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地は譲受人がすぐ隣に住宅を持っておられまして、会社の方の駐車場にも利用したいということと、申請地は長年、耕作をされずに年に1回くらい草払いなどをして管理をされていた土地ですが、ずっと利用をされていない土地でしたので、今回の豪雨によって近所に仮設住宅も出来ておりますし、事業所も多いということで駐車場としての利用が見込めるということで、今回、駐車場にも転用するということです。審査表をご覧ください。立地基準は第3種農地、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番とも適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いします。

○ (議長) ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。 次に4番について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。 次に5番について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。 6番から7番まで続けて1番委員の調査報告をお願いします。
- (1番委員) 農地法第5条の許可申請に対する6番の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。田が408㎡、農用外です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅となっております。位置図の12ページをご覧ください。橋を渡って150mほど行ったところの土地です。実質審査表をご覧ください。申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準として1番、3番、6番、8番を適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。以上です。

続きまして、7番のご報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農用外でございます。面積は2筆合計の1,615㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は資材置場となっております。譲渡人と譲受人は兄弟でございます。位置図は13ページになりますが、高速の下にありまして、非常に荒れております。湿田になっておりまして、水田耕作が非常に難しくなっている状況です。資材置場として利用したいということでございます。今、河川工事の土砂が大量に出ておりますので、土砂を搬入して資材置場に利用したいということでございました。実質審査表をご覧ください。1番、3番、6番、8番を適当と判断をいたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。以上、報告をいたします。

○ (議長) ありがとうございました。6番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。 次に7番について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって7番は原案可決いたしました。 8番について3番委員の調査報告をお願いします。
- (3番委員)議第19号、農地法第5条の許可申請に対する8番の報告をいたします。 議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外、面積は1筆で1,208㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は宅地分譲です。農地の区分は第3種農地で農業振興地域外、都市計画区域内です。着工と完了は記載のとおりです。転用場所は別紙位置図14ページです。現況は3分の1に野菜などを作っておられます。土地改良区からの意見書も出されておりまして、土地改良区からの回答は農地転用に伴う措置等について協議が整い、本土地改良区としては、差し支えありませんという意見が出されております。審査表をご覧ください。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、7番、8番は適当と判断いたしました。よって総合判断として、立地基準及び一般基準により許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

- (1番委員)分譲住宅と建売住宅は要件が違うと思いますが、この宅地分譲は農地を宅地に変えても支障はないということでしょうか。
- (事務局 豊永主席) 備考欄にも書いてありますように、申請地は第3種農地になります。第3種農地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内であるため、 宅地分譲は問題ないという判断です。都市計画区域内であれば支障もございません。
- (議長) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって8番は原案可決いたしました。 9番について6番委員の調査報告をお願いします。
- (6番委員)議第19号、農地法第5条許可申請に対する9番の報告をいたします。まずは議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は2筆で540㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設となっております。農地の区分は第3種農地で農業振興地域外、都市計画区域内となっております。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙位置図15ページとなります。次に審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第3種農地です。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくお願いいたします。
- ○(議長)ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって9番は原案可決いたしました。 10番について9番委員の調査報告をお願いします。
- (9番委員)議第19号、農地法第5条許可申請に対する10番の報告をいたします。 議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆の2 17 m²です。農振区分は農用外で使用貸借です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 転用目的、理由は土砂の仮置場です。農地の区分は第1種農地で農業振興地域内、都 市計画区域外であります。着工と完了は記載のとおりでありますが、既に工事は完了 しております。また、これについては始末書も提出されております。転用場所は別紙 位置図16ページのとおりです。許可申請書によりますと、転用目的は土砂の一時仮 置場でございます。一時転用の詳細理由は、隣接する農業用施設用地の法面が昨年7 月の豪雨災害で崩壊したため、復旧及び補強工事に伴い、除去した土砂の一時保管場 所として、使用されておりました。事業計画書によりますと、給水計画は一時転用の ため必要なし。雨水、生活雑排水、汚水についての処理方法は雨水については地下浸 透。生活雑排水、汚水については生じない。被害防除計画については、土砂を防ぐた めの畦をつくり、その他被害を防ぐ柔軟な対応策を講じます。それから一時転用のた め被災前の状態に戻します。工事による被害、耕作等に影響が出た場合については、 双方の話し合いにて解決するということです。実質審査表をご覧ください。申請地は 農用地区域内農地でありまして、農地の区分と転用目的は、申請地は、農用地区域内 農地であるが、一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計 画の達成に支障が無いと認められることから、農地転用の不許可の例外事由に該当し、 許可は可能である。調査により一般基準の1番、3番、6番、8番、9番は適当と判 断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をい たしました。皆様方ご審議よろしくお願いいたします。
- ○(議長)ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって9番は原案可決いたしました。 日程第4・議第20号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第4・議第20号 朗読
- 〇 (議長) 貸借設定の「利用権の設定を受ける者」が、39番は7番委員の親族、41番は1番委員となっております。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、2人につきまして、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。2人の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
- ○(事務局 坂井)おはようございます。お手元の資料をご覧ください。令和3年4月1 5日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利 用集積計画(案)についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧 ください。農用地利用計画総括表になります。左側の今回について利用権設定の「田」 が77,939㎡、「畑」が16,596㎡、合計の94,535㎡あがってきており ます。一番下の所有権移転について「田」が1,010㎡あがってきております。次 に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等 状況一覧表(所有権移転関係)になります。今回、公社買入れが1件、公社売渡しが 0件、合計の1件ございました。また、今回、農業公社、農地中間管理機構が仲介し ます貸借関係も表に載っております。公社借入れについては基盤強化法による利用権 設定の手続きと同様で市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められており ます。また、公社貸付けの手続きについては、農業公社が作成した農用地利用配分計 画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業 委員会に通知がありますので、その時に報告いたしますが、2、3カ月後になる見込 みでございます。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。 今回、新規が35件、再設定が7件、合計の42件あがってきております。いずれの 案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調 査、確認をしていただいております。よって全ての案件については、農業経営基盤強

化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○ (議長) ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時20分まで各自で審査をお願いします。

(各自審査)

○ (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

採決は所有権移転関係と貸借設定とに分けて行います。

所有移転関係の1番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお 願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 39番、41番を除く貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方 は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 39番の貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

41番の貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 日程第5・議第21号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- (事務局次長) 日程第5・議第21号 朗読
- (議長) 1番について1番委員の調査報告をお願いします。
- (1番委員)議第21号、非農地証明願についてご報告をいたします。願出人、土地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は486㎡です。4月13日に事務局長と18番委員と私で現地調査をいたしました。申請地付近は一体的に苦竹が生息しておりまして、既に周辺は非農地となっております。申請地も苦竹が侵食しております。現況復旧には困難かと思いましたので、農地への復元は不可能と判断いたしました。非農地証明願の交付については適当と判断いたしましたので、ご報告いたします。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○ (議長)質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

○ (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。 これで本日の議事は全部終了いたしました。

(10時23分 終了)

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員